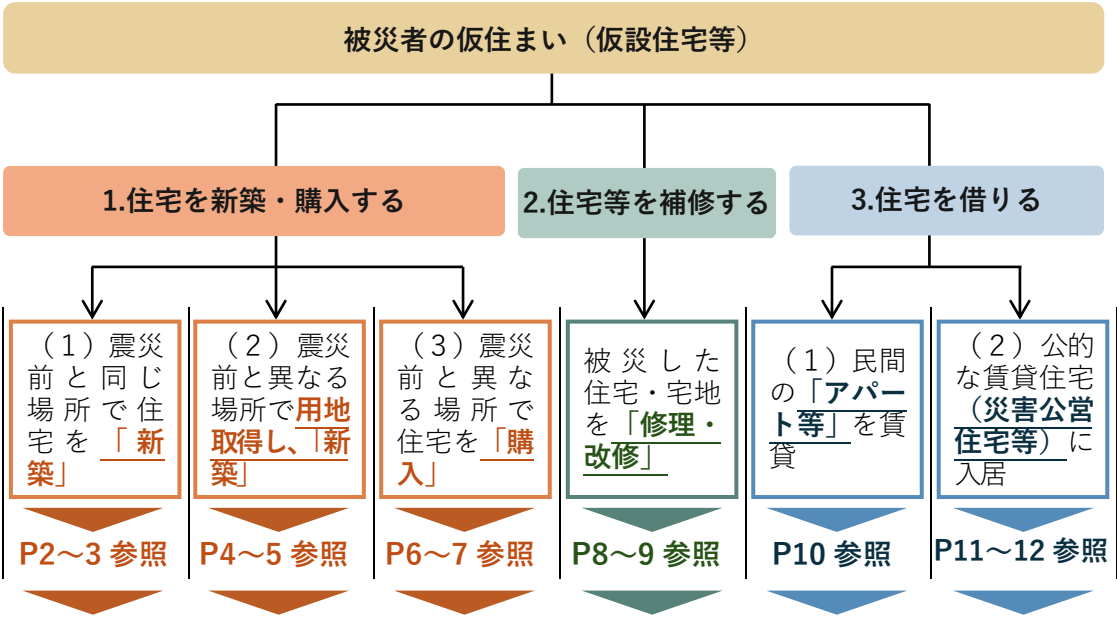


珠洲市における 住宅再建の支援 に関する給付金・ 貸付制度

2024 年 7 月
珠 洲 市

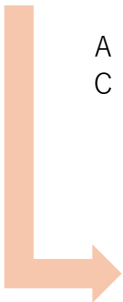
珠洲市における住宅再建の支援に関する給付金・貸付制度 ※2024 年 7 月時点



全壊	給付	A	230 万円				
		B	300 万円*			200 万円*	150 万円*
	貸付	C	(4,500 万円)	(5,500 万円)	(5,500 万円)	(2,500 万円)	—
大規模半壊	給付	A	170 万円				
		B	250 万円*			150 万円*	100 万円*
	貸付	C	(4,500 万円)	(5,500 万円)	(5,500 万円)	(2,500 万円)	—
中規模半壊	給付	A	115 万円				
		B	100 万円*			50 万円*	25 万円*
	貸付	C	(4,500 万円)	(5,500 万円)	(5,500 万円)	(2,500 万円)	—
半壊	給付	A	55 万円				
		B	100 万円*			50 万円*	25 万円*
	貸付	C	(4,500 万円)	(5,500 万円)	(5,500 万円)	(2,500 万円)	—
準半壊	給付	A	40 万円				
	貸付	C	—			(2,500 万円)	—
一部損壊	給付	A	13 万円				
	貸付	C	—			(2,500 万円)	—

※ 1 人世帯は 3/4 の金額を支給

A：石川県・珠洲市義援金（住家被害） B：被災者生活再建支援金
C：災害復興住宅融資（融資限度額）



その他 要件に該当する方は以下の支援メニューも活用できます

- 家屋等の公費解体
- 被災宅地等復旧支援事業/住宅耐震化促進事業
- 自宅再建利子助成事業給付金
- 地域福祉推進支援臨時特例給付金
- 生活福祉資金貸付

1.住宅を新築・購入する

(1) 震災前と同じ場所で住宅を「新築」する場合

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊 半壊	100万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅をり災した世帯で持家を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 団体信用生命保険加入しない場合 年1.40%（令和6年7月1日現在）

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

問 住宅金融支援機構（共通）

Tel0120-086-353（通話無料）

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞



全壊

大規模半壊

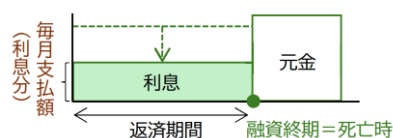
中規模半壊

半壊

満60歳以上の方がり災した持家を建設する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	4,500万円（用地取得しない場合）
利率	全期間固定金利 年2.67% （令和6年7月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



3) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel.080-7974-1737

被災宅地等復旧支援事業 住宅耐震化促進事業



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する宅地の復旧や住宅の耐震化を支援します。

補助額	被災宅地等復旧支援事業	最大919万円
	住宅耐震化促進事業	最大250万円

問 珠洲市環境建設課 Tel.0768-82-7756

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1 (住宅再建給付金)



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅が半壊以上の被災※2をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1)～(8)の対象者か	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
	給付金額 最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel.076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1)～(3)すべてを満たす方 対象者	(1) リ災証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額 上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
Tel.076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大150万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
Tel.0768-82-7751

1.住宅を新築・購入する

(2) 震災前と異なる場所で用地取得し、「新築」

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊 半壊	100万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅をり災した世帯で持家を建設（用地を取得）する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5,500万円（用地取得する場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 団体信用生命保険加入しない場合 年1.40%（令和6年7月1日現在）

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

問 住宅金融支援機構（共通）

TEL0120-086-353（通話無料）

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞



全壊

大規模半壊

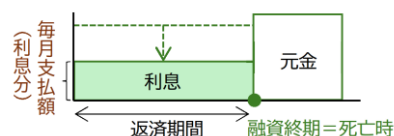
中規模半壊

半壊

満60歳以上の方がり災した持家を建設（用地を取得）する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5,500万円（用地取得する場合）
利率	全期間固定金利 年2.67% （令和6年7月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



3) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1 (住宅再建給付金)



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅が半壊以上の被災※2をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1)~(8)のいずれか 対象者	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借入れが受けれない世帯 (8) 家計急変世帯※4
	給付金額 最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1)~(3)すべて満たす方 対象者	(1) リ災証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額 上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
Tel076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大150万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
Tel0768-82-7751

1.住宅を新築・購入する

(3) 震災前と異なる場所で住宅を、「購入」

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊 半壊	100万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（建設・購入）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅をり災した世帯で住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5,500万円（用地取得する場合）
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※2」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 団体信用生命保険加入しない場合 年1.40%（令和6年7月1日現在）

※1 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は被災住宅の修理が不能または困難である場合

※2 「80歳」―「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

問 住宅金融支援機構（共通）

TEL0120-086-353（通話無料）

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞



全壊

大規模半壊

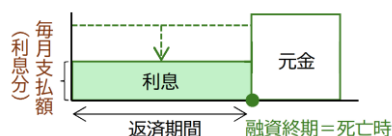
中規模半壊

半壊

満60歳以上の方がり災した住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のり災証明書を交付されている人※1
融資限度額	5,500万円（用地取得する場合）
利率	全期間固定金利 年2.67% （令和6年7月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



3) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金^{※1} (住宅再建給付金)



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅が半壊以上の被災^{※2}をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域^{※3}で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1)～(8)のいずれか 対象者	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯
	(2) 障がい者のいる世帯
	(3) 児童扶養手当受給世帯
	(4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯
	(5) 離職・廃業した人がある世帯 ^{※4}
	(6) 一定のローン残高がある世帯
	(7) 住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯
	(8) 家計急変世帯 ^{※4}
給付金額	最大200万円 ^{※5}

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1)～(3)すべて満たす方 対象者	(1) リ災証明書が半壊以上 ^{※1} の世帯
	(2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。
給付金額	(3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
Tel076-225-1968

生活福祉資金貸付（災害援護費）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	最大150万円（災害援護費）
資金使途	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）
返済期間	据置期間終了後20年以内
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
Tel0768-82-7751

2.住宅等を補修する

被災した住宅・宅地を「修理・改修」

1) 給付金

石川県・珠州市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠州市危機管理室 TEL0768-82-7725

被災者生活再建支援金（補修）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	200万円
大規模半壊	150万円
中規模半壊 半壊	50万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠州市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) 貸付

災害復興住宅融資（補修）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

住宅をり災した世帯で持家を補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

対象	り災証明書を交付されている人（準半壊、一部損壊も対象）
融資限度額	2,500万円
返済期間	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間※1」のいずれか短い年数以内
利率	全期間固定金利 団体信用生命保険加入しない場合 年1.40%（令和6年7月1日現在）

※1「80歳」—「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

問 住宅金融支援機構（共通）
TEL0120-086-353（通話無料）

災害復興住宅融資（補修）＜高齢者向け返済特例＞



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

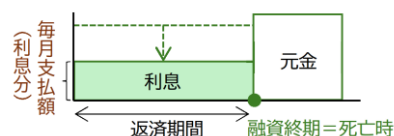
準半壊

一部損壊

り災した満60歳以上の方が持家を補修する場合、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例を受けることができます。

対象	り災証明書を交付されている人（準半壊、一部損壊も対象）
融資限度額	2,500万円
利率	全期間固定金利 年2.67% （令和6年7月1日現在）
特徴	・毎月のお支払は利息のみ ・借入金の元金は申込人（連帯債務者も含む）全員が亡くなられた際に、相続人の方から、手元金による支払い、または融資住宅及び土地の売却等により一括清算 ・売却代金等が債務を下回る（残債務がある）場合でも、相続人は残った債務を返済する必要がない

<イメージ>



3) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

被災宅地等復旧支援事業

住宅耐震化促進事業



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する宅地の復旧や住宅の耐震化を支援します。

補助額	被災宅地等復旧支援事業	最大919万円
	住宅耐震化促進事業	最大250万円

問 珠洲市環境建設課 Tel0768-82-7756

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1

(住宅再建給付金)



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅が半壊以上の被災※2をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3で住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

(1)～(8)のいずれか 対象者	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
	給付金額
	最大200万円 ※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel076-225-1956

自宅再建利子助成事業給付金



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を受けることができます。

(1)～(3)すべて満たす方 対象者	(1) リ災証明書が半壊以上※1の世帯 (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方 ①世帯全員の収入が給与収入のみ： 世帯合計収入が600万円以内 ②世帯員の収入に給与以外の収入がある： 世帯合計収入が440万円以内 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいる場合は収入（所得）制限はありません。 ※高齢者・障がい者がいる場合は、世帯収入（所得）要件の緩和（控除）があります。 (3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けている
	給付金額
	上限300万円（1世帯あたり1回）

※1 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）、応急仮設住宅等に入居された方を含む

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
Tel076-225-1968

生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等は、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、資金の貸付を受けることができます。（所得制限あり）

貸付上限額	住宅補修費：最大250万円 災害援護費：最大150万円	
資金使途	【住宅補修費】 ・住宅の補修・修理費用（屋根・壁・窓ガラス等）	【災害援護費】 ・破損故障した家具・家電の購入・修理費用 ・新居への転居費用
据置期間	貸付の日から2年以内（返済猶予）	
返済期間	据置期間終了後20年以内	
利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%	

問 珠洲市社会福祉協議会総務管理課
Tel0768-82-7751

3.住宅を借りる

(1) 民間の「アパート等」を賃貸

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

被災者生活再建支援金（貸借）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住家の被害の程度に応じて支援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額※4
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	150万円
大規模半壊	100万円
中規模半壊 半壊	25万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

※4 1人世帯の場合は3/4の金額を支給

問 珠洲市危機管理室 Tel0768-82-7725

2) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

問 公費解体受付専用ダイヤル Tel080-7974-1737

地域福祉推進支援臨時特例給付金※1

（住宅再建給付金）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

住宅が半壊以上の被災※2をした高齢者のいる世帯等に対しこの地域※3での住宅再建等を支援するため、給付金を支給します。

問 臨時特例給付金コールセンター
Tel076-225-1956

(1) 対象者のいずれか	(1) 65歳以上の高齢者のいる世帯 (2) 障がい者のいる世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯 (5) 離職・廃業した人がいる世帯※4 (6) 一定のローン残高がある世帯 (7) 住宅再建に係る資金の借り入れが受けられない世帯 (8) 家計急変世帯※4
給付金額	最大100万円（貸借の場合）※5

※1 自宅再建利子助成事業給付金との併用は不可

※2 敷地被害解体（住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯）、長期避難世帯（長期避難に認定された世帯）も対象

※3 能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）以外で住宅再建した場合は対象外

※4 令和6年能登半島地震の影響を受けた世帯が対象

※5 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金（加算支援金）受給額を差引いた金額を上限額まで給付

3.住宅を借りる

(2) 公的な賃貸住宅（災害公営住宅等）に入居

1) 給付金

石川県・珠洲市義援金（住家被害）



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

り災証明書の住家の被害の程度別に義援金を支給します。

被害の程度	支援金合計額（県+市）
全壊 半壊解体※1 敷地被害解体※2 長期避難世帯※3	230万円
大規模半壊	170万円
中規模半壊	115万円
半壊	55万円
準半壊	40万円
一部損壊	13万円

※1 り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯

※2 住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

※3 長期避難に認定された世帯（県が認定）

問 珠洲市危機管理室 TEL0768-82-7725

2) その他

家屋等の公費解体



全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者に代わって解体・撤去を実施します。

問 公費解体受付専用ダイヤル TEL080-7974-1737

<災害公営住宅の入居について>

災害公営住宅は、災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、市が整備して低額の家賃で賃貸するものであり、今後、ニーズ等を把握して建設するかどうかも含め、検討していきます。

問 珠洲市環境建設課 TEL0768-82-7756

→災害公営住宅の概要は次ページを参照ください

【災害公営住宅の概要】

(1) 入居資格

- ・ 災害により住宅を失った方で、住宅に困窮している方が入居対象になります。

【注意事項】

- ・ 入居時の収入要件（収入の上限基準）はありませんが、一定期間の経過後は一般の公営住宅と同じ扱いになります（収入の上限基準が適用されます）ので、その時点で収入の高い世帯には退去していただく場合があります。

(2) 家賃

- ・ 応急仮設住宅と異なり、「家賃」を支払う必要があります、家賃の額は入居世帯の収入や住宅の広さ（規模）、建て方、建設時からの経過年数などにより異なります。

(3) 住宅の建て方や形式

- ・ 災害公営住宅の構造や建て方は、建設することが決まれば、必要な戸数や建設地等を検討のうえ決定します。また、住宅の形式（間取り、規模等）は、入居希望世帯の構成等を考慮して設定します。

【世帯構成に応じた適正な住戸規模（間取り）の目安】

形式(間取り) 世帯構成	1DK (40～50 ㎡)	2DK (50～60 ㎡)	3DK または 2LDK (60～70 ㎡)	4DK または 3LDK (70 ㎡以上)
単身世帯	概ね適正な規模		(広い)	(広い)
2人世帯（中高年）	(狭い)	概ね適正な規模	(広い)	(広い)
2人世帯（若年）	(狭い)	概ね適正な規模		(広い)
3人世帯	(狭い)	概ね適正な規模		(広い)
4人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	
5人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	

【参考】災害公営住宅の事例

災害公営住宅の計画は、安全性の確保はもちろんのこと、立地環境の適応や周辺建物等との調和を考慮して進めます。また、高齢者世帯や子育て世帯などの生活支援やコミュニティ形成に配慮しながら、入居希望世帯の意向等も踏まえつつ、計画を進めていきます。

長屋建て（1～2階）



共同建て（中層：3～5階）

